

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良公園事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十九年五月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 航空レーザ測量
- 二 測量の地域 奈良公園（奈良市春日野町ほか）
- 三 測量の期間 平成二十九年一月三十一日から同年八月三十一日まで